近江八幡市共同募金 子ども食堂助成金交付要綱

制定　令和７年４月１８日

（目的）

第１条　この要綱は、何らかの寂しさをかかえる子どもたちの気持ちに寄り添うことのできる地域づくりを目的に活動するグループ（以下「福祉団体等」という。）が行う、地域ぐるみの子ども食堂実施団体のネットワークづくりのために予算の範囲において助成を行うために必要な事項を定める。

（助成金）

第２条　この要綱の対象となる赤い羽根共同募金による助成金は、募金運動を行う年度の募金計画の中で共同募金実施委員会が設定した目標額を上回った額と、募金運動による達成額から県共同募金会の規程による広域助成額を引いた額との合計額の範囲内とする。

（助成団体）

第３条　この助成金を受ける団体は、次の要件をすべて満たしている任意団体、ボランティアグループ、NPO 法人とする。

（１）　近江八幡市内で活動していること。

（２）　代表者や会計責任者が明らかであること。

（３）　宗教、政治または営利を主たる事業活動としていないこと。

（助成事業）

第４条　助成対象となる事業は、何らかの寂しさを抱える子どもたちを支援することを目的に行う、子ども食堂を実施し福祉の向上に資するものであり、助成金を受けることにより活動の効果を十分に発揮できるものとし、募金活動を行う年度末日までに実施する事業とする。

（助成額）

第５条　助成金の額は、事業費の１０分の８とし、２万円を上限とする。
ただし、1,000 円未満は切り捨てる。

（助成申請）

第６条　助成金を受けようとする団体は、定められた期間内に、計画書兼助成金交付申請書（別紙様式１－１）及び事業収支予算書（別紙様式１－２）を提出しなければならない。

（助成の交付決定）

第７条　会長（近江八幡市共同募金委員会）は、助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、審査委員会の審議を経た上で交付すべきと認めたときは、速やかに助成金の交付決定をするものとする。

（助成の通知）

第８条　会長は、助成金の交付決定をした時は、速やかにその決定の内容を助成金交付の申請をした者に助成金交付決定通知（別紙様式２）により通知するものとする。

（助成の明示）

第９条　助成金を受けることが決定した団体は、団体の作成する事業計画・事業予算にその事業が共同募金からの助成であることを明示すると共に、事業実施にあたっては、各種資料等にその旨を明示すること。

（助成金の交付）

第１０条　助成金の交付を受けようとするときは、助成金の交付請求書（別紙様式３）を会長に提出しなければならない。

（事業報告）

第１１条　助成金を受けた団体は、速やかに事業実績報告書（別紙様式４－１）、事業決算書（別紙様式４－２）、および関係資料を添付し事業の報告をしなければならない。

付　則

この要綱は、令和７年４月１８日から施行する。